



2026年7月23日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 左奈田直幸
(コード：1447、東証グロース)

問合せ先 常務執行役員 経営管理本部長 宗宮伸英
(電話番号：03-6770-9970)

当社株式等の大規模買付等に関する対応策 (買収への対応方針)の継続・更新について

当社は、2026年2月25日付「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」で開示しましたとおり、当社の企業価値および株主の皆様との共同の利益を確保する観点から、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、当社株式の買付等（下記Ⅲ3（1）で定義されます。以下同じです。）への対応策（以下「現行対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

当社は、本日、下記の理由から、現行対応方針の有効期間を、2027年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時まで延長することを決議するとともに、現行対応方針の有効期間を延長するにあたり、現行対応方針に所要の改訂を行うことを決議しましたのでお知らせいたします（延長後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。かかる改訂は、現行対応方針の内容を実質的に変更するものではありません。また、本対応方針は、2026年6月開催の当社定時

株主総会後最初に開催された当社取締役会の終結時に遡って効力が生じるものとなります。

本対応方針は、既に具体化している一部の株主グループによる当社株券等の協調的な株式の買集め（以下「本株式買集め」といいます。）を含む買付等への対応に主眼を置いて現行対応方針の有効期間を延長するものであるため、具体的な買付等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

なお、現行対応方針の有効期間の延長につきましては、独立社外取締役4名を含む当社取締役全員の賛成により決議されており、独立社外監査役2名を含む当社監査役全員が同意しております。

また、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会の設置を継続することを決議し、当社の社外取締役2名、社外監査役1名および社外有識者1名をその委員に選任いたしました。独立委員会の委員の選任については、本日付「独立委員会委員の選任に関するお知らせ」をご参照ください。

現行対応方針の有効期間を延長する理由

当社取締役会は、2026年3月16日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定について」および同年3月23日付「大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の追加認定について」にて公表しましたとおり、独立委員会から受領した勧告書の内容を評価・検討した結果、2026年1月31日時点の株主名簿に記載された一部の株主である前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュースおよび株式会社TMフィナンシャルストラテジー（以下「第1回認

定対象株主」といいます。) ならびに2026年3月3日時点の株主名簿に記載された一部の株主である本田敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社およびイーグルファンドS P 4号有限責任事業組合(以下「第2回認定対象株主」といい、第1回認定対象株主とあわせて「本特定株主グループ」といいます。) の間において、当社株式に関して共同協調行為が存在していると判断し、本特定株主グループが、現行対応方針における買付者等に該当すると認められ、かつ、本特定株主グループが現行対応方針に定める手続を遵守せず、現行対応方針に定める買付等を実行したと認められると判断いたしました。

現行対応方針の有効期間は、原則として2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとされていましたが、当該有効期間の満了時において、現に買付等を行っている者または当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われているまたは企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされてきました¹。

当社取締役会において、2026年6月19日時点における本特定株主グループによる当社株式の保有状況を確認したところ、本特定株主グループのうち、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、情報システム販売株式会社、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社TMフィナンシャルストラテジーおよびイーグルファンドS P 4号有限責任事業組合について、現行対応方針の導入日・公表日である2026年2月25日時点と比べ、保有株式数に変更がないか増加していることが確認され、また、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、本田敏行氏およびミツワ樹脂工業株式会社について、同時点と比べ、保有株式数は減少しているものの引き続き当社株式を保有していることが確認されました。

かかる状況を踏まえ、当社取締役会は、現行対応方針の有効期間満了時において、本特定株主グループのうち、少なくとも保有株式数を維持している者および買増しにより保有株式数を増加させている者については「現に買付等を行ってい

¹ 2026年2月25日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入について」25ページご参照。

る者または当該行為を企図する者」に該当すると判断し、現行対応方針の当初有効期間満了時以後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を2027年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時まで延長することといたしました。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の買付等が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、当社株式の買付等またはこれに関する提案のなかには、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の買付等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重したうえで取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、買付者等が買付等を実行するに際しては、最終的には、当該買付等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供されたうえで、当社の株主の皆様が、当該買付等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えています。かかる観点から、買付者等が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討および判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該買付等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該買付等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての

承認議案が、株主意思確認総会によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該買付等が、株主意思確認総会において開示された条件および内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、買付者等が買付等を撤回しない場合、または、(b)買付者等が下記Ⅲ 3 (1)に記載した手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告に従って発動されます。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値および株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「ICT技術・DXにより社会インフラの効率的、効果的付加価値の向上および、社会貢献を目指す。」を経営理念に、IoT、AI、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の新技術を効率的、効果的に活用した付加価値の高いサービスを社会に提供し、豊かな社会の創造に貢献することを経営方針としております。具体的な経営方針は以下のとおりです。

① 成長基盤は社員自身であること

社員・役員自身の自己研鑽、タフアサインメント、見聞、感動体験にこそSAAFホールディングスグループの成長基盤はある

② ガバナンス経営の実践

ガバナンス（企業統治）体制があつてこそ公器としての企業があり、資本市場からの信頼が得られることを認識し続けること

③ 社員とその家族の安心と希望の実現

会社が存続、成長し続けること、社員の皆が自身の成長を託せると自信を持てること、働きがいと成果を家族と共有できること

2. 経営方針を具現化するための中長期的な会社の経営戦略

当社は、2025年11月26日付「事業持株会社体制への移行に関するお知らせ

せ」でお知らせしたとおり、グループ全体の経営効率の改善と成長に向けた体制の安定化を主たる目的として、

- ①事業環境の変動へ柔軟に対応する組織体制基盤の構築
- ②迅速な経営判断実行の為の戦略策定機能と事業運営現場の一体化
- ③管理機能一体化による重複している間接コストの削減
- ④事業持株会社として傘下子会社群の現場生産性改善主導

の4点を具体的な重点施策としてコンサルティング事業、システム開発事業、専門人材事業の親会社への集約化を実施し、人材等経営資源の最適配分と育成強化を行い、収益構造の変革を図っていくとともに、事業持株会社体制への移行を進めてまいります。

また、事業持株会社体制への移行後、デジタル人材プラットフォームとして、現場のデジタル化を強力に推進し、更なるグループ企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは、事業活動の適法性を確保し、かつ経営の透明性を確保したうえで経営環境の変化に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築、維持することを基本的な考え方としております。以上を実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレート・ガバナンス体制としては株主総会、取締役会、監査役会に加えて経営の意思決定を補助するために経営会議や各種委員会を設置し、重要事項の審議、検討を通じてガバナンスの実効性を高めてまいります。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定およびその執行を行っていく必要性の認識のもと、当社は執行役員制度を新たに見直し、「経営監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能分化を図ってまいります。さらに、取締役会の監督・監視機能を強化するため、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに新た

に任意の「指名・報酬委員会」を設置し、取締役、執行役員選任、報酬額決定等に対する諮問、答申を受け、コーポレート・ガバナンスコードの趣旨の徹底を図ってまいります。

(2) 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、代表取締役左奈田直幸が議長を務めております。その他メンバーは、取締役坂口岳洋、取締役和田洋、社外取締役塚本勲、社外取締役森本千賀子、社外取締役仲岡一紀、社外取締役馬場乃里子で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、月次の営業報告に加え、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各業務執行取締役および執行役員の業務執行機能の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

当社の監査役会は、常勤監査役西山靖、社外監査役三谷総雄、社外監査役青木伸文で構成されております。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に業務執行取締役の業務執行状況を監視できる体制となっております。

当社の社外取締役は4名、社外監査役は2名であります。当社の独立役員はそれぞれ専門的知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言が得られる体制としております。

上記のほか、当社は、最新のコーポレート・ガバナンスコードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2026年6月30日）をご参照ください。

III. 本対応方針の目的および内容

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、買付等がなされることを受け入れるに当たっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そして、株主の皆様が、買付等がなされることを受け入れるに当たっての判断を適切に行うためには、当該買付等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、買付者等からの十分な情報提供および株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えています。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、買付等がなされるに際して、当該買付等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、買付者等に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該買付等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、買付等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、買付等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報および時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えています。

それ故、当社取締役会は、買付者等に対して、本対応方針に従うことを求め、当該買付者等が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見に従ったうえで、一定の対抗措置を講じる方針です。

2. 本対応方針の概要

本対応方針は、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本対応方針に係る手続に従い、当社取締役会において本対応方針に基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為等を行うことができるものとされています。

買収者が本対応方針に定められた手続に従わない場合や当社株券等の買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

当社は、本対応方針に基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本対応方針に係る手続等

(a) 対象となる買付等

本対応方針において、「買付等」とは、下記①、②もしくは③に該当する当

社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案²を含みます。）（当社取締役会が本対応方針を適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 特定株主グループ³の議決権割合⁴を20%以上とすることを目的とする当社株券等⁵の買付行為（市場取引、公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。また、当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。以下同じです。）

² 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

³ 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）およびその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）ならびに(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配したまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

⁴ 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者およびその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに(ハ)上記(イ)および(ロ)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同所有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同所有者（本プランにおいて共同所有者とみなされるものを含みます。以下同じです。）は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合または株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

⁵ 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁶を樹立するあらゆる行為⁷（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

買付等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本対応方針に定められる手続に従うものとし、本対応方針に従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記（2）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは

⁶ 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙1。ただし、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとし、）に基づいて行うものとし、

⁷ 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとし、（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告に従うものとし、）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

「買付者等」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①もしくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、または新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を「買付等」と取扱うこととします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、本対応方針導入後に買付等に該当する行為を行う場合は60営業日前までに、別途当社の定める書式により、本対応方針の手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、別紙2に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員

会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙3「独立委員会規則の概要」、本対応方針導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙4「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、うえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定め、うえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コン

サルタントその他の専門家の助言等を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、①買付者等が上記(b)から(g)までに記載した手続を遵守せず、買付等を実行しようとする場合、②買付等が濫用的買収⁸や強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付等を行うことをいいます。）といえる場合のほか、③買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合や強圧性の問題を有する買付等である場合もしくは④買付者等による買付等の後の経営方針および事業計画が、著しく不合理であると判断され、また、当社取締役会の経営方針および事業計画（買付者等による買付等の後の経営方針および事業計画に対する代替案

⁸ 濫用的買収とは、(i)株券等を買収し、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為、(ii)当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為、(iii)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為、(iv)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為もしくは(v)買付者等が反社会的勢力に該当する場合、または(i)ないし(v)に準ずる場合をいいます。

を含みます。)に著しく劣ると判断されることなどから、当社の企業価値または株主共同の利益に反するおそれをもたらす買付等である場合、または①ないし④に準ずる場合であるなどの理由から、特に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反するおそれをもたらす買付等であるため、買付等がなされることに反対であると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て)その他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策(以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。)を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、必要性が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等に反対であるとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、必要性が存在することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができ

るものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合（下記（h）ただし書参照）には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告に従って、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において買付等がなされることに反対であり、これに対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきであると考える場合には、(f)のとおり、独立委員会からの上記(e)に従った勧告に従って、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否を求める形式により、買付等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、買付等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様の利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見に従うものとします。株主の皆様には、買付等に関する情報をご検討いただいた上で、買付等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する本新

株予約権の無償割当て等の実施に関する議案に対する賛否の形で表明していただくことになります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、買付者等が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

(h) 本新株予約権の無償割当て等（対抗措置）

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見に従ったうえで、下記(2)に記載する本新株予約権の無償割当て（差別的行使条件等および取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）等を実施します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が本新株予約権の無償割当て等の実施に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、本新株予約権の無償割当て等を実施しません。

ただし、(e)に掲げた理由のうち①の場合には、買付等がなされることを受け入れるか否かに関し、買付者等から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。また、(e)に掲げた理由のうち②の場合や③④に該当することが明白である場合には、取締役会の責任において、当社の企業価値および株主共同の利益を維持するための対抗措置をとることが、取締役の善管注意義務・忠実

義務の内容をなしているといえます。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本新株予約権の無償割当て等を実施します。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て等の実施の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見に従うものとします。

(i) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本対応方針の各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実およびこれらの内容、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応方針に基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会が別途定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社取締役会は、下記(iv)の(y)の認定・判定については、共同協調行為等認定基準（別紙1）に基づいてなされた独立委員会の勧告に従ったうえで非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を対抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りします。

(i) 買付者等

(ii) 買付者等の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）

(iii) 買付者等の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）

(iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者

(x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受けまたは承継した者

(y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締

結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議に

において別途定めるものとします⁹。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (1) 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは、各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

- (m) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

4. 株主および投資家の皆様への影響

- (1) 本対応方針の導入にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

- (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決

⁹ 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ.3.(1)「本対応方針に係る手続等」(e)に記載した独立委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、ならびに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、1個の本新株予約権につき、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、1円に当該普通株式の株式数を乗じた額を所定の方法により払い込むことにより、取得されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権

の行使に関しては、上記Ⅲ. 3. (2)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳

細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

IV. 本対応方針の合理性

1. 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

2. 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年6月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。そして、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」をも踏まえた内容となっております。

3. 株主意思の重視（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものであり、株主総会

において株主の皆様のご承認を得ることは予定していませんが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。買付者等が上記 2 (3) に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、買付者等が上記 III. 3 (1) に記載した手続を遵守せず、買付等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見に従ったうえ、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮したうえで買付等の賛否を判断する機会を付与しないという買付者等の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する買付等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えています。

さらに、下記 6 記載のとおり、本対応方針は本日から効力が生じるものとなりますが、その有効期間は、原則として、2027 年 6 月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

4. 独立性のある社外取締役等の判断の重視および第三者専門家の意見の取得 (取締役の恣意的判断の排除)

上記 3. 記載のとおり、当社は、原則として、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、買付等に対して対抗措置を発動する（本新株予約権の無償割当て等を実施する）か否かを決定します。買付者等が上記 III. 3. (1) に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動される（本新株予約権の無償割当て等が実施される）ことはありません（具体的には、上記 III. 3. (1) (h) に記載のとおり、具体的に定められた理由に応じて株主意思確認総会の開催の要否が決定され、当社取締役会の恣意的な裁量が働くことはありません。）。

また、当社は、上記Ⅲ. 3. (1) (h)記載のとおり、本対応方針の必要性（上記Ⅲ. 3. (1) (e)の第1文に記載された理由から必要性の有無が判断されることとなります。）および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動（本新株予約権の無償割当て等の実施）の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、本対応方針の発動に際しては、独立性のある社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する者で構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言等を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 本対応方針の廃止の手續および有効期間

本対応方針は本日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2027 年 6 月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。なお、延長する場合は適時開示いたします。ただし、2027 年 6 月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に買付等を行っている者または当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている

または企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む買付等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な買付等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される買付者等を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「買付者等」の認定の前提となる「買付等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者等」には、「買付者等」の親会社および子会社（買付者等を含め、「買付者等グループ」という。）、買付者等グループの役員および主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買付者等による当社株券等の取得または重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者等による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買付者等による当社の経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が開始された時期に近接し、または本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買付者等の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、買付者等による当社株券等の取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者等が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定

の株主のそれと重なり合っているか

6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者等とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者および買付者等（ならびに認定対象者以外の者で買付者等と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれはどの程度か
8. 買付者等との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
9. 買付者等との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているもしくは存在していたこと、または、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるもしくはあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者等のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者等のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買付者等のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、買付者等との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買付者等との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

買付者等に提供を求める情報

1. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等する者の特別関係者ならびに組合員（ファンドの場合）その他構成員を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、当社（1. ないし10. において当社グループ会社を含みます。）の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
2. 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
3. 買付等の価格およびその算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
5. 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
6. 買付等の後において想定している当社の役員候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
7. 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針（当社と利害関係者の関係に関しての変更の有無およびその内容を含みます。）
8. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
9. 反社会的勢力との関係に関する情報
10. その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告に従い、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ 本対応方針の対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回

答期限の決定

- ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との協議・交渉
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本対応方針の修正または変更の承認
 - ⑪ 本対応方針以外の買収防衛策の更新の是非の判断
 - ⑫ その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言等を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- 以上

独立委員会委員の略歴

氏 名	略 歴
仲岡 一紀（委員長） （1960年2月5日生）	1983年 京王帝都電鉄（現京王電鉄株式会社）入社
	2006年 同社SC営業部長就任
	2009年 同社人事部長就任
	2011年 同社総合企画本部グループ事業部長就任
	2013年 同社取締役総合企画本部経営企画部長就任
	2015年 同社常務取締役開発企画部長就任
	2016年 同社常務取締役戦略推進本部長、開発事業本部長就任
	2017年 同社常務取締役開発事業本部長就任
	2018年 同社常務取締役鉄道事業本部長就任
	2020年 同社取締役専務執行役員戦略推進本部長、海外戦略部長就任
	2021年 同社取締役専務執行役員戦略推進本部長就任
	2022年 同社取締役就任
	2023年 株式会社京王百貨店代表取締役社長就任
	2024年 同代表取締役会長就任
	2025年 同社相談役（現）
馬場 乃里子 （1980年10月24日生）	2024年 当社社外取締役就任（現）
	2013年 弁護士登録（東京弁護士会）
	2021年 K O D A M A 法律事務所 入所（現）
	2021年 東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員就任（現）
	2022年 （公財）日弁連交通事故相談センター東京支部委員 就任（現）
	2024年 （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 紛争処理委員就任（現）
	2025年 （社福）新宿区社会福祉協議会 成年後見専門員・訪問専門員就任（現）
三谷 総雄 （1944年2月5日生）	2026年 当社社外取締役就任（現）
	1967年 第百生命保険相互会社入社
	1983年 同社京阪支社長
	1985年 同社徳島支社長
	1991年 同社和歌山支社長
	1995年 同社事業法人部代理店推進担当部長

	1998年	帝都自動車交通株式会社常勤監査役就任
	2001年	株式会社協真エンジニアリング常勤監査役就任
	2006年	株式会社白組社外監査役就任
	2015年	I T b o o k 株式会社監査役就任
	2018年	当社社外監査役就任（現任）
	2024年	株式会社kiipl&nap監査役就任
	2024年	M&Aマックス株式会社監査役就任
	2025年	株式会社イスト監査役就任（現任）
山下 彰俊 (1963年5月17日)	2000年	弁護士登録
		第一東京弁護士会入会
		山崎法律事務所入所（2010年3月退所）
	2002年	経営法曹会議（経団連）入会
	2002年	りんかい日産建設(株)監査役就任（2008年6月退任）
	2005年	TRNコーポレーション(株)（名証セントレックス上場）監査役就任（2008年5月退任）
	2007年	(株)リンク・ワン（東証マザーズ上場）監査役就任（2011年5月退任）
	2009年	渋谷区選挙管理委員会委員就任（2017年3月退任）
	2010年	ケンコーマヨネーズ(株)（東証1部上場）監査役就任（2016年6月退任）
	2010年	山下法律事務所開設
	2015年	第一東京弁護士会綱紀委員会委員就任（2023年5月退任）
	2016年	ユナイテッド&コレクティブ(株)（東証グロース上場）監査役就任
	2018年	渋谷区区政功労者受賞
	2024年	ケンコーマヨネーズ(株)（東証プライム上場）監査役就任

- （注） 1．当社は、仲岡一紀、馬場乃里子および三谷総雄の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2．各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

